

## やまぐち働きやすい介護職場宣言について

### 1 「やまぐち働きやすい介護職場宣言」とは

- 就労環境の改善等を通じて、やりがいを持って働き続けられる職場づくりに向けた取組を行う介護サービス事業所を「働きやすい介護職場宣言事業所」として県が認証し、進路を考える若者や介護分野への就職を志す求職者等に情報発信をする制度です。

発信する項目

必須項目：就労環境等

任意項目：キャリアパスと人材育成

働きがいと働きやすさが両立する職場づくり

### 2 宣言に関する県の取組

- やまぐち働きやすい介護職場宣言事業所として県が認証し、認証書を交付します。
- 「やまぐち働きやすい介護職場宣言制度ホームページ」で宣言事業所を紹介します。
- 宣言事業所を紹介するリーフレットを作成し、福祉人材センター、ハローワーク、介護福祉士養成施設、県立高校等へ配布します。
- 福祉・介護の仕事の魅力や、やりがいを広く社会に伝えるイベントを開催し、宣言事業所の積極的な取組等を発信するフォーラム等を行っています。



ロゴマーク

### 3 申請方法

◇対象

介護保険法に基づく介護サービスを提供している介護サービス事業所等

◇申請方法

- ・「やまぐち働きやすい介護職場宣言ホームページ」で情報発信する項目をオンライン入力したのち、宣言書をメール等で公益財団法人介護労働安定センター山口支部に送付してください。【随時申請可能】
- ・現地確認を行った後、県が事業所を認証します。

【問い合わせ先（県委託事務局）】

公益財団法人介護労働安定センター山口支部

TEL 083-920-0926 E-mail : kaigoyamaguchi@kaigo-center.or.jp

「やまぐち働きやすい介護職場宣言」HP

<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/sengen/>